まちづくりガイド

町が取り組む施策や事業についてわかりやすくご紹介します

⑳滞納整理事業

～税金は納期限内に納めましょう～

町税（町民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税など）は、私たちの暮らしを支える大切な財源です。　平成19年度の笠松町の一般会計当初予算では、歳入額53億8,088万7千円のうち、町税は28億2,729万6千円を見込んでおり、その割合は52.5%と歳入予算総額の半分を占 めています。

しかし、景気の低迷などにより、町税収入が伸び悩み、安定した財源の確保が難しくなっています。そんな中、町税の滞納額は年々増え続け、町全体の財政を圧迫し、あらゆる町民サービスにも影響がでないとも限りません。

税負担の公平性を保つために、町税は納期限内に納めてください。

滞納すると（滞納処分）

町税を納期限内に納めないことを滞納と言い、そのかたを滞納者と呼びます。

町では、町税を滞納すると、早く納めていただくようにと、督促の通知（督促状）を送付します。

また、さらに「未納のお知らせ」や「催告書」により、早期の納付をお願いしていますが、それでも納付がない場合は、きちんと納期限内に納められた納税者との平等公平性を保つため、法律に基づいて滞納者に対し、滞納処分（財産などの差押え）を実施します。

納期限内に納付できないときは、納付相談をしてください。

徴収体制の強化

町では、昨年度から岐阜県と町の職員の併任制度を活用した共同滞納整理を実施して、徴収体制の強化に努めています。また、本年度からは岐阜県による住民税(町民税・県民税)の直接徴収の実施し、さらに県と密接に連携して納付相談および滞納処分などを行い一層効果的な徴収事務の推進を図っています。

どうしても納期限内に納付できないかたは、早めに税務課に納付相談をしてください。